

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

②無形固定資産……………定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

③役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額的全額を計上しております。

(4)重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5)重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(6)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(7)輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。

5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、5年間の均等償却を行っております。

(追加情報)

(法人事業税の外形標準課税)

実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（企業会計基準委員会（平成16年2月13日））が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割15,231千円を販売費及び一般管理費として処理しております。

注記事項

1. 連結貸借対照表注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	629百万円
(2)担保に供している資産 投資有価証券	29百万円
(3)偶発債務 輸出手形割引高 受取手形裏書譲渡高	207百万円 1,144百万円

2. 連結損益計算書注記

1株当たり当期純利益	152円96銭
------------	---------

独立監査人の監査報告書

平成17年 5月17日

SPK株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 中川 一之 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐藤 陽子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、SPK株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いSPK株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

平成17年 5月20日

SPK株式会社
代表取締役 小高 伸介 殿

SPK株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 浩一 ㊟
監査役 榎 卓生 ㊟
監査役 中務 尚子 ㊟

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人より報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 子会社及び連結子会社調査の結果、連結計算書類に関し指摘すべき事項は認められません。

以上

(注) 監査役榎 卓生及び監査役中務尚子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

科 目	当 期		前 期	
	平成17年3月31日現在		平成16年3月31日現在	
資 産 の 部				
流動資産	10,505		10,078	
現金及び預金	1,973		1,737	
受取手形	2,999		2,927	
売掛金	3,341		3,307	
商品	1,857		1,818	
前渡金	56		34	
繰延税金資産	143		146	
未収入金	87		56	
未収消費税等	50		64	
その他	7		3	
貸倒引当金	△ 11		△ 18	
固定資産	1,918		1,700	
有形固定資産	733		739	
建物	96		103	
土地	619		619	
その他	18		16	
無形固定資産	253		12	
ソフトウェア	241		—	
電話加入権	12		12	
投資その他の資産	931		948	
投資有価証券	274		259	
子会社株式	267		267	
出資金	13		13	
長期貸付金	3		1	
長期前払費用	—		8	
繰延税金資産	208		212	
差入保証金	157		159	
その他	32		84	
貸倒引当金	△ 26		△ 58	
資産合計	12,423		11,778	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	当 期		前 期	
	平成17年3月31日現在		平成16年3月31日現在	
負 債 の 部				
流動負債	3,769		3,821	
支払手形	569		678	
買掛金	2,421		2,350	
未払金	246		193	
未払費用	182		176	
未払法人税等	241		342	
前受金	58		51	
預り金	28		19	
その他	19		7	
固定負債	679		662	
退職給付引当金	513		513	
役員退職慰労引当金	125		115	
預り保証金	40		33	
負債合計	4,448		4,483	
資 本 の 部				
資本金	844		810	
資本剰余金	907		873	
資本準備金	907		873	
利益剰余金	6,152		5,549	
利益準備金	136		136	
任意積立金	5,130		4,630	
別途積立金	5,130		4,630	
当期未処分利益	886		783	
株式等評価差額金	71		61	
自己株式	△ 0		△ 0	
資本合計	7,975		7,294	
負債及び資本合計	12,423		11,778	

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期
	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで
経常損益の部		
(営業損益の部)		
売上高	29,580	28,457
売上原価	25,594	24,665
販売費及び一般管理費	2,773	2,607
営業利益	1,212	1,184
(営業外損益の部)		
営業外収益	159	142
受取利息及び配当金	5	3
仕入割引	125	117
その他	29	20
営業外費用	61	57
支払利息	0	0
売上割引	54	50
その他	6	6
経常利益	1,311	1,268
特別損益の部		
特別利益	16	4
収用による補償金収入	16	—
貸倒引当金戻入益	—	4
固定資産売却益	—	0
特別損失	1	1
投資有価証券評価損	—	0
投資有価証券売却損	1	—
固定資産除売却損	0	0
税引前当期純利益	1,325	1,271
法人税、住民税及び事業税	519	583
法人税等調整額	△ 0	△ 19
当期純利益	807	708
前期繰越利益	173	163
中間配当額	94	87
当期末処分利益	886	783

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分案

科 目	当 期	前 期
当期末処分利益	886,239,041円	783百万円
これを次のとおり処分いたします。		
利益配当金	94,605,561 (1株につき17円)	88 (1株につき16円)
取締役賞与金	24,000,000	22
別途積立金	600,000,000	500
次期繰越利益	167,633,480	173

- (注) 1. 平成16年12月1日に94,291,061円 (1株につき17円) の中間配当を実施いたしました。
2. 利益配当金は、自己株式367株を除いて算出しております。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社株式……………移動平均法による原価法
 その他有価証券
 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 国内向商品……………総平均法による原価法
 海外向商品……………個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……………定率法によっております。
 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建 物 3年～50年
 工具・器具及び備品 2年～8年
 無形固定資産……………定額法によっております。
 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。
 役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の全額を計上しております。なお、当該引当金は商法施行規則第43条の引当金であります。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(7) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(8) 輸出に関する運賃諸掛、手数料等の販売諸掛及び輸出手形の金利は、売上原価に含めて処理しております。

[追加情報]

(法人事業税の外形標準課税)

実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会(平成16年2月13日))が公表されたことに伴い、当営業年度から同実務対応報告に基づき、法人事業税の付加価値割及び資本割15.231千円を販売費及び一般管理費として処理しております。

2. 貸借対照表注記

- (1) 子会社に対する短期金銭債権 69百万円
 短期金銭債務 3百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 617百万円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機及びその周辺機器並びに自動車等があります。
- (4) 担保に供している資産
 投資有価証券 29百万円
- (5) 偶発債務
 輸出手形割引高 207百万円
 受取手形裏書譲渡高 1,047百万円
- (6) 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権
 発行すべき株式の種類 普通株式
 新株引受権の残高 91,500株
 新株引受権の行使により
 発行する株式の発行価格 1,179円
- (7) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額は71百万円であります。

3. 損益計算書注記

- (1) 子会社との取引高
 売上高 200百万円
 仕入高 39百万円
- (2) 1株当たり当期純利益 141円29銭

独立監査人の監査報告書

平成17年5月17日

SPK株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 中川 一之 ㊟
業務執行社員
指定社員 公認会計士 佐藤 陽子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、SPK株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成17年5月20日

SPK株式会社
代表取締役 小高 伸介 殿

SPK株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 浩一 ㊟
監査役 榎 卓生 ㊟
監査役 中務 尚子 ㊟

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第134期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

以上

(注) 監査役榎 卓生及び監査役中務尚子は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上